

7 福建第 249 号
令和 7 年 5 月 16 日

福津市監査委員 木村 道也 様
福津市監査委員 榎本 博 様

福津市長 福井 崇郎
(都市整備部建設課)

令和 6 年度定例監査措置状況通知書

地方自治法第 199 条第 9 項の規定により報告された、令和 6 年度定例監査の結果において、指摘事項となっていたものについては別紙のとおり措置を講じたので、その内容を同条第 14 項の規定に基づき通知いたします。

(別紙)

定例監査の結果に基づく措置状況について（報告）

(建設課)

定例監査実施日：令和6年10月28日

監査対象年度：令和5年度

指 摘 事 項	措 置 状 況
(1) 検査調書について 検査調書が旧様式で作成されていた。今後、検査調書等を作成する際は、正しい様式で作成されているか確認を行うように努められたい。	(1) 検査調書について 市財務規則第146条第1項では、「契約担当者から検査を命ぜられた職員（以下「検査職員」という）は次の各号に掲げる場合には、契約に基づく給付の完了を確認するための必要な検査をしなければならない」と規定されており、同条第4項では「検査職員は、検査又は検収をしたときは、検査調書(様式第73号)又は検収調書(様式第74号)を作成し、市長に提出しなければならない。」とされています。 一方、市工事検査規程第13条では、「検査員は、検査が完了したときは、市長にその結果を完成(出来形)検査調書により報告しなければならない。」とされ、「完成(出来形)検査調書」による報告が必要となっています。 当課としましては、市財務規則第146条に規定の「契約に基づく給付の完了」は、役務又は物品の購入等を伴う契約に関するものが対象という認識で事務運用上の整理をしております。 よって、従来のとおり、市工事検査規定第13条の規定に基づき、完成(出来形)検査調書による市長報告を行っていく考えであります。 なお、工事等の契約所管部署である総務課と協議、確認を行っております。